

～企業取引・経営に影響するため要注意！～

内容

1. 民法(債権法)とは?改正の全体像について
2. 民法改正で押さえておきたい5つのポイント
 - ①消滅時効期間の変更
 - ②保証に関する改正
 - ③定型約款の変更
 - ④契約解除の見直し
 - ⑤契約不適合責任(瑕疵担保責任)
3. 契約書を作る際に注意したい3つのポイント
 - ①範囲 ②期間 ③金額
4. [実習編]
 - ①業務委託契約書(請負契約書)の作り方
 - ②売買契約書の作り方
 - ③賃貸借契約書の作り方

消滅時効 保証契約 定型約款 契約解除 契約不適合

実務で役立つ! 民法改正に対応した 契約書の作り方

雛型をもとに会社の規模・業態に合わせたアレンジ方法を学ぶ

昨年120年ぶりに改正・施行された民法(債権法)に伴い、契約の基本ルールが大幅に改定されました。これを知らずに取引をしていると思わぬ損失や損害などにつながる恐れがあります。契約書を交わすことは、取引先やお客様との取引の締めとなる重要な仕事です。そこで本講習会では、約200項目に及ぶ「改正・民法(債権法)」の中から、押さえておきたい重要ポイントとトラブルを防ぐ注意点などについて説明し、日常業務ですぐに役立つ契約書の作り方について雛型を使ってわかりやすく解説いたします。

講師

おお もり やす ゆき

大森 靖之 氏【行政書士】



【講師プロフィール】

1979年生まれ。専修大学法学部卒。ウシオ電機(株)入社。法務部に11年間に亘り月100件以上の契約書作成・審査実務に携わり、法務分野の社内エキスパートとなる。

2013年に行政書士として独立し、大森法務事務所を開設する。現在、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と共に、各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。企業実務をベースにした専門的観点からの講義は明快でわかりやすいと多方面から高い評価を得ている。

日時

令和3年 10月27日(水) 14:00～16:00

場所

鹿児島商工会議所ビル4階アイムホール

対象者

小規模事業者・中小企業者等

受講料

無料

受講方法

①オンライン受講

- ・オンラインミーティングツール「ZOOM」を使用します。
- ・インターネット環境、音声出力可能なパソコン・タブレット・スマートフォン等(マイク・WEBカメラ)が必要になります。

②会場受講(先着40名)

下記申込書にご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。なお、鹿児島商工会議所ホームページからのお申し込みもできます。

【申込・お問い合わせ先】 鹿児島商工会議所 経営支援1課
TEL 099-225-9533 FAX 099-227-1977
E-mail:shien1@space.ocn.ne.jp



<申込書>

月 日

〔事業所名〕	(従業員数: 名)		〔業 種〕
〔所在地〕			〔受講者名〕
〔連絡先〕	TEL -	FAX -	
〔受講方法〕	<input type="checkbox"/> オンライン(@) <small>※オンラインを希望の方は必ずメールアドレスをご記入ください。前日までに「ZOOM」の招待URLを送付致します。</small>		<input type="checkbox"/> 会場(先着40名)

▶個別相談をご希望の方は以下にご記入下さい。詳細は別途ご連絡させていただきます。(※当日会場ではご相談は受け付けできません。)

〔個別相談〕	希望日時	月 日() : ~	希望場所	<input type="checkbox"/> 鹿児島商工会議所 <input type="checkbox"/> 会社
	相談内容			

※本講習会開催時点での新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第で、開催を見合わせる事もございますので、予めご了承ください。
※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、本講習会の運営及び今後の講習会等の情報提供のみに利用いたします。